

令和元年度

第2回 水戸市男女平等参画推進委員会

性的マイノリティに関する専門部会

日 時 令和元年8月22日(木)
午後2時45分～午後4時

場 所 みと文化交流プラザ
5階ミーティングルームA

会議次第

- 1 勉強会の振り返り
- 2 本市において必要とされる施策や課題等について
- 3 その他

水戸市男女平等参画推進委員会性的マイノリティに関する専門部会委員名簿

(50音順)

氏名	区分	役職名等
うつぎさき 楢崎 ひろ子	関係団体	水戸女性会議会長
おにぎわ 鬼澤 しんじゅ 真寿	教育機関	水戸市立三の丸小学校校長
くろき いさむ 黒木 勇	議会	水戸市議会副議長
さわはた ひでふみ 澤畑 英史	商工業団体	茨城県経営者協会事務局次長
たやま ちかこ 田山 知賀子	学識経験者	NPO消費者市民ネット21副代表
なめかわ ゆり 滑川 友理	議会	水戸市議会議員
みずしま ようこ 水嶋 陽子	学識経験者	常磐大学人間科学部教授

本市の性的マイノリティに関する取組について

年度	区分	実施日等	取組等	内容
H16	規則	平成16年 4月1日施行	水戸市規則等で定める 様式の性別欄の取扱い に関する規則	規則等で定める文書の様式の性別欄の記載について、必要性の検討を行い、削除等の措置を実施
H26	議会①	平成26年 第3回定例会	一般質問	・性的マイノリティに対する理解と社会的受入れに関する本市の取組について ・相談体制の充実について
	議会②	平成27年 第1回定例会	代表質問	・多様な問題に対する相談体制
H27	相談①	平成27年 6月	相談の受入れ体制を明確化	「性的マイノリティに関する相談」について、専門の機関ではないが、庁内及び関係機関において相談に応じる体制を本市ホームページ等に掲載した。
H28	市民①	平成28年 9月11日(日)	ヒューマンライフシン ポジウム2016 「 <small>ひと</small> と <small>ひと</small> 未来へつなぐ メッセージ」	〔講師〕 ロバート キャンベル 〔参加者〕 283人
	議会③	平成28年 第3回定例会	代表質問 一般質問	多様性を認め合う差別のない社会構築の推進について ・性的少数者等の対応について ・パートナーシップ証明の考え方について 性的少数者支援について ・現状認識について ・市役所窓口について
	職員①	平成28年 10月14日 (金)	本市職員向け 「性的マイノリティ研修」実施	〔講師〕 原 <small>ほら</small> <small>みなた</small> 汰 (NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事) 〔受講者〕 56人 (27課1外郭団体)
	市民②	平成29年 2月11日(土)	「いばらきLGBTフォーラム」を後援	〔主催〕 多様な性を考える会にじいる神栖 〔参加者〕 約100人 ※男女平等参画課後援
H29	職員②	平成29年 10月18日 (水)	本市職員向け「性的マイノリティ研修」実施	〔講師〕 原 <small>ほら</small> <small>みなた</small> 汰 (NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事) 〔受講者〕 58人 (36課1外郭団体)

H29	職員③	平成 30 年 2 月 5 日(月)	本市幹部向け講演 (部課長会議内)	〔講師〕 ^{なめりかわ ゆり} 滑川 友理 (NPO 法人 RAINBOW 茨城会長) 〔受講者〕 対象者 125 人 (本市課長以上の職員)
	市民③	平成 30 年 2 月 18 日(日)	「RAINBOW 茨城 と L G B T を知ろう～ L G B T ってなあに？ ～講演会&交流会」	〔主催〕 NPO 法人 RAINBOW 茨城 〔参加者〕 93 人 ※男女平等参画課協力
H30	職員④	平成 30 年 6 月 1 日(金)	基本研修第 1 部課程	〔受講者〕 54 人 (新規採用職員)
	議会④	平成 30 年 第 2 回定例会	代表質問	・ダイバーシティ (多様な市民が活躍できる社会) の推進について
	市民④	平成 30 年 9 月 15 日(土)	〔推進月間事業〕 21 世紀の家族像 ～家族の変化と L G B T ～	NPO 消費者市民ネット 2 1 NPO 法人 RAINBOW 茨城 〔参加者〕 38 人
	職員⑤	平成 30 年 10 月 18 日 (土)	本市職員向け「性的マイノリティ研修」実施	〔講師〕 滑川 友理 (NPO 法人 RAINBOW 茨城会長) 〔受講者〕 63 人 (46 課 1 外郭団体)
R 1	職員⑥	令和元年 5 月 28 日(火)	基本研修第 1 部課程	〔受講者〕 64 人 (新規採用職員)
	議会⑤	令和元年 第 2 回定例会	一般質問	SOGI 施策について ・社会や教育の中で、性別二元制でなく、多様な性別に配慮した取組について ・パートナーシップ制度の導入について
	市民⑤	令和元年 8 月 1 日(木)	市営住宅の入居	令和元年 7 月 1 日に茨城県における「いばらきパートナーシップ宣誓制度」が導入されたことに伴い、いばらきパートナーシップ宣誓書受領書を本市の市営住宅の入居資格である「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とみなす。
	職員⑦	令和元年 8 月 14 日(水)	本市職員向け「性的マイノリティ研修」実施	〔受講者〕 38 人 (全課終了)
	相談②	令和元年 8 月 14 日(水)	電話相談事業	性的マイノリティに関する電話相談 毎月第 2 水曜日 18:00～20:00

【参考】本市職員は、H28 年度～令和元年度で、延べ 458 名/2000 名 (約 23%) が性的マイノリティに関する研修を受講した。

性的マイノリティに関する本市の課題，施策について

1 茨城県から取組等について検討を依頼されている事項について 資料④

- 周知啓発
- いばらきパートナーシップ宣誓制度の適用拡大
- 申請書等性別記載欄の見直し

2 水戸市の課題・施策案について

- 市民向け
- 事業所向け
- 教育
- 人権
- 医療関係
- 庁内向け

【参考：水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）策定基本方針より】

計画策定の基本的姿勢

（2）性別にかかわらず人権が尊重される社会の構築

性別にかかわらず，誰もが生き方や働き方を選択でき，性的マイノリティも含め，多様性と人権が尊重され，不合理な扱いを受けることのない環境づくりを促進します。

各市町村長 殿

茨城県知事 大井川 和彦
(公 印 省 略)

性的マイノリティへの不当な差別的取り扱いの解消について（依頼）

茨城県では、人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくりを推進する一環として、本年4月に茨城県男女共同参画推進条例の一部改正を行い、「何人も、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない」等の規定を追加いたしました。

また、7月からは、性的マイノリティの方の生活上の困難の解消と理解増進を図ることを目的に、都道府県では初めてとなる「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を開始し、パートナーシップの宣誓をされた方に受領証を交付することにより、パートナーを家族同様に取扱うこととし、県営住宅の申し込みや県立中央病院での手術の同意等に利用できるようにするなど、性的マイノリティへの支援策を実施しているところです。

つきましては、各市町村におかれましても、条例改正の趣旨等をご理解の上、性的マイノリティの方々への不当な差別的取り扱いのないよう、特段のご配慮をお願いするとともに、性的マイノリティへの支援のため、下記取組等についてご検討いただきますようお願いいたします。

記

1 周知啓発

- ・住民向け、職員向けの周知啓発
- ・県主催研修会等への参加
- ・市町村役場窓口等での適切な対応

2 いばらきパートナーシップ宣誓制度の適用拡大

- ・市町村営住宅における適用
- ・市町村立病院等における適用

3 申請書等性別記載欄の見直し

- ・職員採用申込書における性別記載欄の削除
- ・市町村への各種申請書における性別記載欄の削除

【担当】

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県保健福祉部福祉指導課
TEL029-301-3135 FAX029-301-6200
E-mail fukushi4@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県における性的マイノリティへの支援策について

茨城県

令和元年8月1日

1

性的マイノリティへの支援にかかる経緯について

1 茨城県総合計画の策定(H30.11)

・「誰一人取り残さない社会づくり」の視点から、「多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。」と規定した。

2 男女共同参画推進条例の改正(H31.4施行、以下の規定を追加)

- ・何人も、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。
- ・県は、性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るため、情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

3 性的マイノリティへの支援策勉強会の設置(H31.4)

・性的マイノリティの当事者4名、有識者6名、計10名による勉強会を設置し、4回の勉強会を経て、6月12日付けで、以下の県の支援策等に係る報告書が提出された。

- ① 性的マイノリティのニーズを把握するための「実態調査」(2項目)
- ② 性的マイノリティへの理解増進のための「教育・啓発」(6項目)
- ③ 当事者が抱える日常生活の困難を解消するための「環境整備・支援策」(6項目)

2

性的マイノリティへの早期支援策について

多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて、性的マイノリティの生活上の困難の解消を図るため、勉強会報告書を踏まえ、早期の取組として、以下の施策を実施する。

①実態調査

- ・関係団体を通じた当事者等への聞き取り調査(7月～)

②教育・啓発

- ・市町村職員向け人権セミナー(6月25日)
- ・市町村、関係機関向け性的マイノリティ理解増進講演会の開催(12月)
- ・県民向け普及・啓発活動(チラシ等)(7月～)

③環境整備・支援策

- ・電話相談窓口の開設(7月18日から毎週木曜日18時～20時)
- ・「いばらきパートナーシップ宣誓制度」の創設(7月～)
- ・県営住宅、県立中央病院における上記宣誓制度の適用(7月～)
- ・職員採用試験等の申込書の性別欄の見直し(7月～)

3

「いばらきパートナーシップ宣誓制度」の創設

概要

- ・婚姻制度とは異なり「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いをその人生のパートナーとして、相互の協力により継続的に生活を共にしている、又は共にすることを約した」ことを宣誓する。
- ・パートナーシップの関係にある者同士が揃って、宣誓書等を県に提出し、県は受領証を交付する。

対象者

- ・性的マイノリティの方（一方又は双方）

要件

- ・双方が成年で、配偶者(事実婚を含む)がいない。
- ・近親者でなく、双方以外にパートナーシップの関係がない。
- ・県内に居住(転入予定を含む)。

方法

- ・双方が揃って、「宣誓書」等を県に提出する。
- ・県(福祉指導課)は、「宣誓書の写し」「受領証、受領カード」を交付する。

施行期日

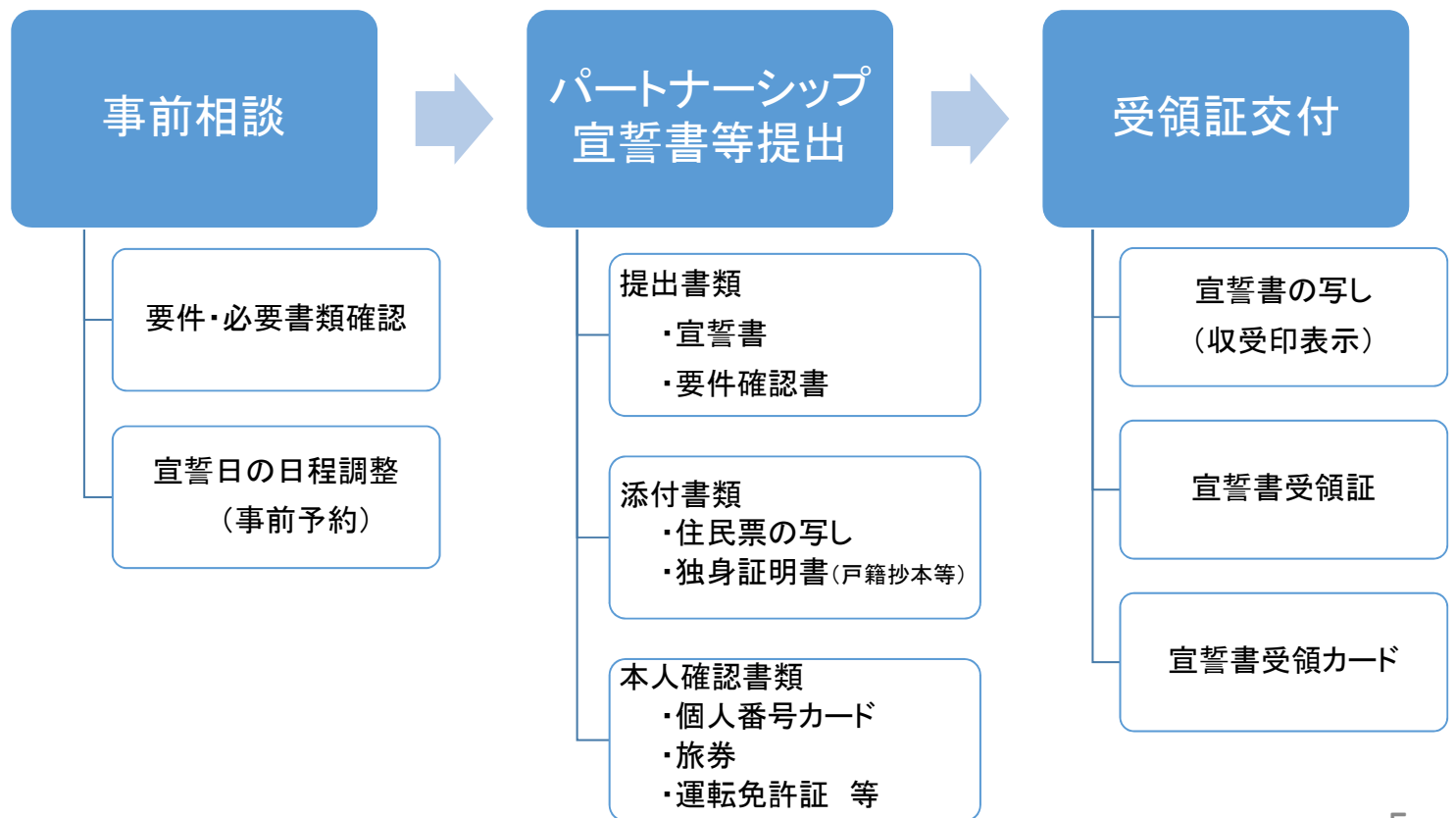
- ・令和元年7月1日

受領証等の利用

- ・県営住宅の申し込みに利用できます。
- ・県立中央病院での手術同意等の際に利用できます。
- ※市町村、関係団体等の理解と協力を得て、利用先の拡大を図ります。

4

受領証交付までの手続きの流れ



5

全国自治体の取組状況 (R1.7.1現在 : 24県市区町)

東京都渋谷区 (H27.4~)	東京都江戸川区 (H31.4~)
東京都世田谷区 (H27.11~)	東京都府中市 (H31.4~)
三重県伊賀市 (H28.4~)	神奈川県横須賀市 (H31.4~)
兵庫県宝塚市 (H28.6~)	神奈川県小田原市 (H31.4~)
沖縄県那覇市 (H28.7~)	大阪府堺市 (H31.4~)
北海道札幌市 (H29.6~)	大阪府枚方市 (H31.4~)
福岡県福岡市 (H30.4~)	岡山県総社市 (H31.4~)
大阪府大阪市 (H30.7~)	熊本県熊本市 (H31.4~)
東京都中野区 (H30.8~)	栃木県鹿沼市 (R1.6~)
群馬県大泉町 (H31.1~)	宮崎県宮崎市 (R1.6~)
千葉県千葉市 (H31.1~)	茨城県 (R1.7~)
東京都豊島区 (H31.4~)	福岡県北九州市 (R1.7~)

6

いばらきパートナーシップ宣誓制度の適用拡大について

1 いばらきパートナーシップ宣誓制度の利用状況(7/31時点)

宣誓書提出	宣誓予約	総計
11組(うち受領証交付9組)	5組	16組

2 市町村関係(公営住宅及び公立病院での適用)

市町村名	内容	摘要
水戸市	市営住宅(8月1日から適用)	全戸数:約3,700
笠間市	市営住宅(8月1日から適用) 市立病院(8月1日から適用)	全戸数:約350 病床数:30
常陸太田市	市営住宅(7月8日から適用)	全戸数:約580

7

いばらきパートナーシップ宣誓制度の適用拡大について

3 民間団体等

(1) 不動産取引関係

- ・(公社)茨城県宅地建物取引業協会
- ・(公社)全日本不動産協会茨城県本部
- ・(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会

下記について、会員企業に周知することで承諾済
①性的マイノリティに差別的取扱いをしないこと
②パートナーを家族同様に扱うこと

(3) 医療機関等

- ・JA茨城県厚生連(水戸協同病院等所管)
- ・日本赤十字社茨城県支部(水戸赤十字病院等所管)
- ・茨城県済生会(水戸済生会病院等所管)

各団体とも県の支援策について承諾済
⇒今後、各病院に対し、面会や手術同意等について、家族同様に扱うことを依頼

(2) 生命保険関係

- ・(一社)生命保険協会茨城県協会

下記について、会員企業に依頼することで承諾済
①性的マイノリティに差別的取扱いをしないこと
②パートナーを配偶者同様に扱うこと

(4) 今後の適用拡大

- ・携帯電話関係(家族割引)
- ・損害保険関係(自動車保険における配偶者適用)
- ・クレジットカード関係(家族カード発行)

8

様式第1号(第3条関係)

いばらきパートナーシップ宣誓書

私たち、_____と_____は、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者)

フリガナ
氏名 _____

(生年月日: 年 月 日)

フリガナ
(通称 _____)

住 所 _____

(宣誓者)

フリガナ
氏名 _____

(生年月日: 年 月 日)

フリガナ
(通称 _____)

住 所 _____

(代書者)

氏名 _____

(代書者)

氏名 _____

注) 宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

【交付を希望するもの】 いばらきパートナーシップ宣誓書受領証 いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード	【交付を希望するもの】 いばらきパートナーシップ宣誓書受領証 いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード
--	--

以下は、県関係での記入欄です。

氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先
氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先

いばらきパートナーシップ宣誓書受領証

_____様 _____様
(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

ここにおふたりが、「いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸を願います。

県は、「新しい茨城」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指しています。

今後とも、おふたりが茨城県民としていきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

茨城県知事

印

様式第5号(第6条関係)

(表面)

第 号
いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード
年 月 日に、おふたりが、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。
様 様
年 月 日
茨城県知事
印

(裏面)

<p>茨城県は、「新しい茨城」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指しています。</p> <p>この制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果は生じませんが、今後とも、おふたりが県民としていきいきと活躍されることを期待し、これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸を願います。</p> <p>この受領カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>氏名(通称を使用している場合)</p> <p>_____</p>
特記事項

備考

- 1 寸法は、縦約54ミリメートル、横約86ミリメートル
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。